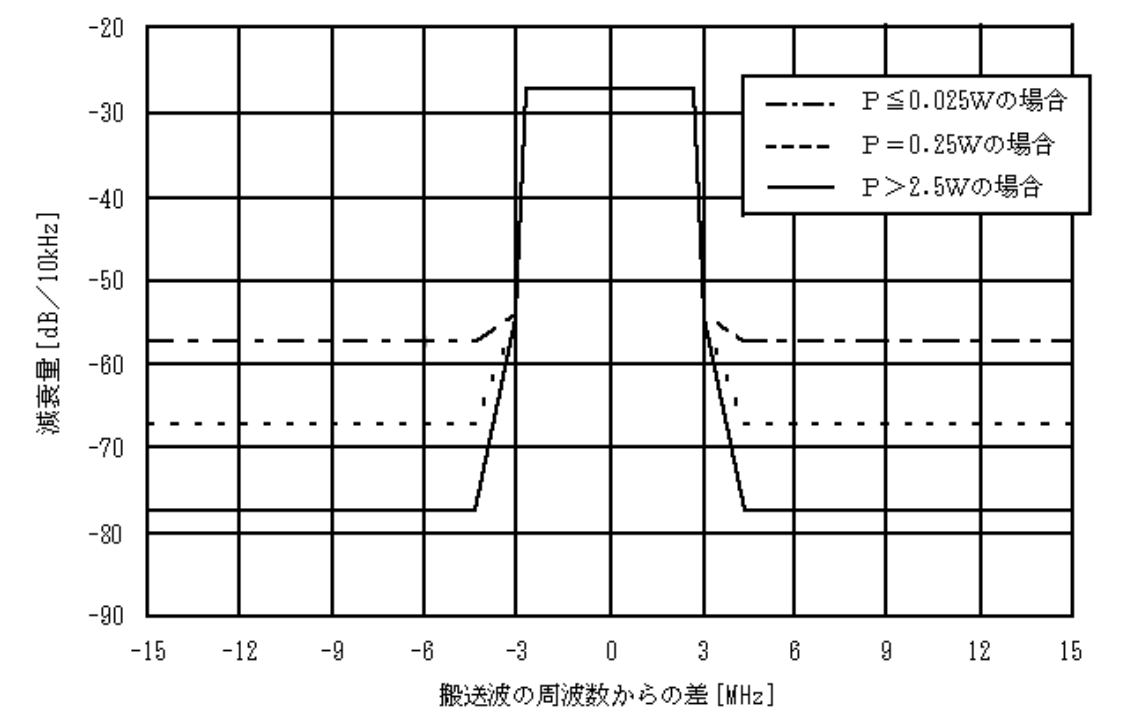


別図第四号の八の八 搬送波の変調スペクトルの許容範囲(第37条の27の10第4項関係)



搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
±2.79MHz	−27.4dB／10kHz	上限
±2.86MHz	−47.4dB／10kHz	上限
±3.00MHz	−54.4dB／10kHz	上限
±4.36MHz	−77.4dB／10kHz*1*2	上限

＊1 空中線電力が0.25Wを超え2.5W以下の無線設備にあつては－(73.4+10logP) dB／10 kHz、空中線電力が0.25W以下の無線設備(＊2の場合を除く。)にあつては－67.4dB／10kHzとする。

＊2 空中線電力が0.025Wを超え0.25W未満の無線設備にあつては－(73.4+10logP) dB／10kHz、空中線電力が0.025W以下の無線設備にあつては－57.4dB／10kHzとする。

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャンネル間については、上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量－27.4dB／10kHzを上限とすることができる。